

山梨県山村振興基本方針

平成27年度

山梨県

目 次

第1 地域の概況	1
第2 現状と課題	7
第3 振興の基本方針及び振興施策	8
1 交通施策に関する基本的事項	8
2 情報通信施策に関する基本的事項	9
3 産業基盤施策に関する基本的事項	9
4 経営近代化施策に関する基本的事項	1 2
5 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	1 2
6 文教施策に関する基本的事項	1 3
7 社会、生活環境施策に関する基本的事項	1 4
8 集落整備施策に関する基本的事項	1 6
9 国土保全施策に関する基本的事項	1 6
1 0 交流施策に関する基本的事項	1 7
1 1 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	1 7
1 2 担い手施策に関する基本的事項	1 7
1 3 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	1 8
1 4 その他施策	1 8
第4 他の地域振興等に関する計画、施策等との連携	1 8

山梨県山村振興基本方針

第1 地域の概況

1 振興山村の概要

本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全27市町村のうち全域指定が5市町村、一部指定が14市町村となっている。

本県の振興山村の概要

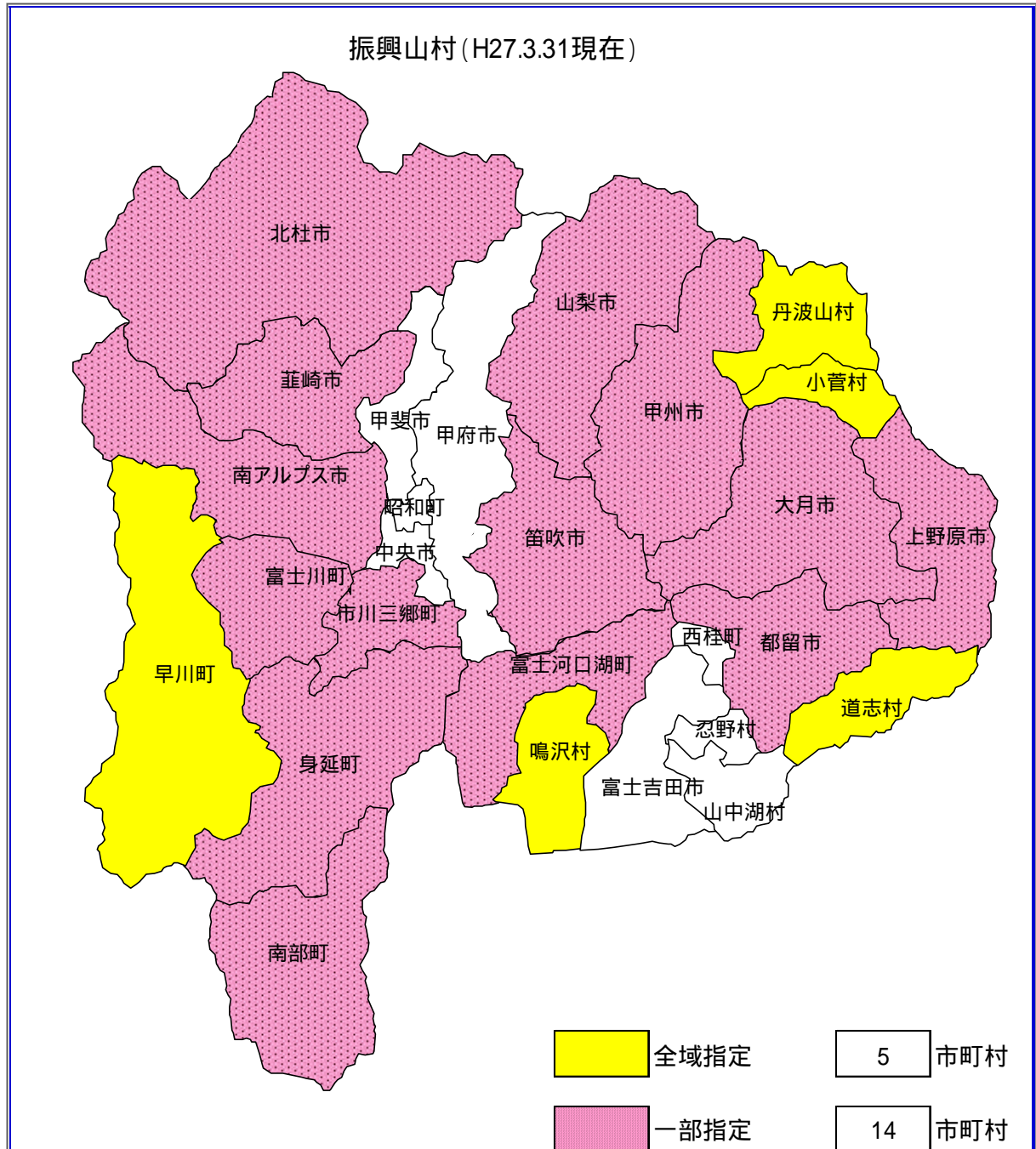
区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	27	19	70.4%
面積	4,465.27k m ²	3,920.33k m ²	87.8%
人口	858,373 人	49,742 人	5.8%
若年者比率(15～29歳)	15.0%	11.8%	-
高齢者比率(65歳以上)	24.6%	34.3%	-

(注) 市町村数は、平成27年4月1日現在。面積は、平成27年度全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院)。人口は、平成22年国勢調査。

本県の振興山村の指定状況

現市町村名	合併前市町村名	指定地域名
都留市		宝村、盛里村
山梨市	牧丘町 三富村	西保村 三富村
大月市		笹子村、七保村
韮崎市		円野村、清哲村
南アルプス市		芦安村
北杜市	須玉町 高根町 武川村	津金村、江草村、増富村 清里村 武川村
上野原市	上野原町 秋山村	桐原村、西原村 秋山村
甲州市	塩山市 大和村	神金村、玉宮村 大和村
笛吹市	芦川村	芦川村
市川三郷町	三珠町	下九一色村
富士川町	増穂町 鯉沢町	平林村、穂積村 五開村

早川町		都川村、西山村、本建村、 硯島村、三里村、五箇村
身延町	身延町 中富町 下部町	豊岡村、大河内村 曙村 富里村、下九一色村、古関村、山保村
南部町	南部町 富沢町	栄村 富河村、万沢村
道志村		道志村
鳴沢村		鳴沢村
富士河口湖町	足和田村	西浜村
小菅村		小菅村
丹波山村		丹波山村



2 自然的条件

(1) 地理、地勢

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、東京都、神奈川県、静岡県、長野県、埼玉県に囲まれた内陸県であり、総面積は4,465.27Km²である。

地形は、北東部に秩父山塊、西部に3,000m級の山々からなる赤石山脈(南アルプス)、南部には世界遺産富士山(3,776m)、そして北部には八ヶ岳、芽ヶ岳が広い裾野をひいている。

本県の振興山村市町村は、19市町村(平成27年4月現在)であり、面積は、3,902.33K^m (全県面積の約88%)となっている。

(2) 気候

本県の気候は、気温の日格差、年格差が大きく、内陸気候の気温特性を示すなどの特徴があるが、気温については標高差による地域差が大きく、年降水量も、約1,000mmと少ない盆地部に比べ富士五湖周辺や富士川流域(釜無川と笛吹川の合流地点以南)は2倍強に達するなど少雨地域と多雨地域とが混在しており、その特性は地域によって大きく異なっている。

3 社会的及び経済的条件

(1) 人口の動向

振興山村の平成22年の人口は49,742人(平成22年国勢調査)で、県人口の5.8%を占めている。平成22年の人口を対平成17年でみると、振興山村は4,206人、8.5%減少、県は25,329人、3.0%減少しており、依然として減少傾向が顕著である。

また、振興山村における高齢者人口(国勢調査における65歳以上の人口)は、平成7年から増加しており、振興山村の人口全体に占める割合は34.3%と県全体の24.6%に比べて高く、先行して高齢化が進んでいる状況にある。

年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年度	振興山村					
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65以上
平成7年	63,887 (100%)	9,375 (14.7%)	9,964 (15.6%)	11,268 (17.6%)	16,998 (26.6%)	16,282 (25.5%)
平成12年	59,671 (100%)	7,904 (13.2%)	8,666 (14.5%)	9,475 (15.9%)	16,027 (26.9%)	17,599 (29.5%)
平成17年	53,948 (100%)	6,302 (11.7%)	7,130 (13.2%)	8,055 (14.9%)	15,140 (28.1%)	17,321 (32.1%)
平成22年	49,742 (100%)	4,967 (10.0%)	5,888 (11.8%)	6,927 (13.9%)	14,902 (30.0%)	17,058 (34.3%)

年度	県全体					
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65以上
平成7年	881,917 (100%)	146,048 (16.6%)	179,720 (20.4%)	174,345 (19.8%)	230,656 (26.2%)	151,148 (17.1%)
平成12年	887,941 (100%)	137,594 (15.5%)	166,628 (18.8%)	172,343 (19.4%)	237,796 (26.8%)	173,580 (19.5%)
平成17年	883,702 (100%)	127,627 (14.4%)	146,605 (16.6%)	176,938 (20.0%)	238,952 (27.0%)	193,580 (21.9%)
平成22年	858,373 (100%)	115,337 (13.4%)	128,540 (15.0%)	167,473 (19.5%)	235,442 (27.4%)	211,581 (24.6%)

出典：国勢調査（総数は年齢不詳を除く。）

（2）産業構造の動向

振興山村における産業別就業者数(平成22年国勢調査)は、第一次産業2,210人(9.5%)、第二次産業7,538人(32.3%)、第三次産業13,344人(57.1%)であり、第一次産業就業者比率は県比率(7.2%)と比べると高く、逆に、第三次産業は、県比率(62.2%)に比べて低い。

産業別就業人口の動向

(単位：人、%)

年度	振興山村			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業
平成7年	33,320 (100%)	4,643 (13.9%)	13,883 (41.7%)	14,794 (44.4%)
平成12年	29,347 (100%)	3,324 (11.3%)	11,308 (38.5%)	14,715 (50.1%)
平成17年	26,518 (100%)	2,939 (11.1%)	9,130 (34.4%)	14,377 (54.2%)
平成22年	23,372 (100%)	2,210 (9.5%)	7,538 (32.3%)	13,344 (57.1%)

年度	県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業
平成7年	462,446 (100%)	45,872 (9.9%)	163,436 (35.3%)	252,757 (54.7%)
平成12年	457,688	40,135	156,116	259,940

	(100%)	(8.8%)	(34.1%)	(56.8%)
平成17年	444,200 (100%)	37,651 (8.5%)	135,819 (30.6%)	266,763 (60.1%)
平成22年	414,569 (100%)	29,906 (7.2%)	118,367 (28.6%)	257,789 (62.2%)

出典：国勢調査（総数は分類不能を含む。）

（3）土地利用の状況

県内の振興山村市町村の林野率は80.6%であり、経営耕地等の割合は3.5%となっている。

土地利用の状況

（単位：ha、%）

区分	振興山村市町村					
	総土地面積	経営耕地面積			林野面積	
		田	畑	樹園地		
振興山村	392,039 (100%)	13,727 (3.5%)	3,561 (0.9%)	2,595 (0.7%)	7,571 (1.9%)	315,936 (80.6%)
県計	446,067 (100%)	16,004 (3.6%)	4,612 (1.0%)	3,134 (0.7%)	8,258 (1.9%)	349,372 (78.3%)

出典：総土地面積：全国都道府県市区町村別面積調。経営耕地面積、林野面積：2010年世界農林業センサス。

（4）交通・通信の状況

振興山村市町村においては、地形上の制約によって道路密度が低いこともあり、国道及び県道は、いずれも各地域の幹線道路として、その役割は大きく、引き続き整備を進める必要がある。

（5）財政の状況

市町村名	平成26年度（単年度）			過去2年間の単年度指数		平成24～26年度
	基準財政需要額	基準財政収入額	財政力指数	平成25年度 D	平成24年度 E	財政力指数 (C+D+E)/3

		(単位：千円) A	(単位：千円) B	B/A C			F
1	都留市	6,853,011	3,389,314	0.49	0.49	0.52	0.50
2	山梨市	7,923,492	3,334,455	0.42	0.41	0.42	0.42
3	大月市	5,920,202	3,843,955	0.65	0.66	0.65	0.65
4	韮崎市	6,060,035	3,834,819	0.63	0.67	0.77	0.69
5	南アルプス市	13,173,524	7,535,041	0.57	0.58	0.56	0.57
6	北杜市	13,669,519	6,217,611	0.45	0.45	0.45	0.45
7	笛吹市	13,261,708	7,446,135	0.56	0.57	0.58	0.57
8	上野原市	5,913,132	2,910,333	0.49	0.50	0.5	0.50
9	甲州市	7,561,243	3,604,017	0.48	0.48	0.48	0.48
10	市川三郷町	4,341,889	1,549,450	0.36	0.35	0.36	0.36
11	早川町	1,411,382	245,498	0.17	0.16	0.15	0.16
12	身延町	4,964,828	1,389,158	0.28	0.28	0.28	0.28
13	南部町	3,284,549	909,201	0.28	0.27	0.28	0.28
14	富士川町	3,713,109	1,369,698	0.37	0.37	0.36	0.37
15	道志村	1,058,308	184,306	0.17	0.17	0.17	0.17
16	鳴沢村	1,015,732	652,163	0.64	0.64	0.64	0.64
17	富士河口湖町	4,973,812	3,488,939	0.70	0.71	0.68	0.70
18	小菅村	740,312	65,345	0.09	0.08	0.09	0.09
19	丹波山村	776,576	46,879	0.06	0.05	0.05	0.05
	振興山村を含む 市町村計	106,616,363	52,016,317	0.41	0.42	0.42	0.42
	県計	169,498,435	100,131,798	0.54	0.59	0.58	0.57

出典：平成26年度地方財政状況調査。

第2 現状と課題

1 山村振興対策の実施状況と評価

昭和40年の山村振興法制定以来、全国的に山村振興対策が推進されている中、本県

においても、昭和40年度から昭和47年度までに現在の振興山村の全てが主務大臣の指定を受けており、以来今日に至るまで、国、県、市町村が一体となって山村振興対策事業を実施してきたところである。

その結果、交通・通信、産業基盤、生活環境基盤など、振興山村は各般にわたって大幅な改善が図られ、法が目的とする経済力の培養と住民福祉の向上、地域格差の是正に寄与してきた。

2 山村振興の現状と今後の課題

しかしながら、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等、国民生活全般にわたって重要な役割を果たしている山村が、産業基盤の整備や生活環境の整備等について、他の地域と比較して低位にある状況が依然として存在しており、基幹道路、情報通信基盤の整備、都市と山村との交流促進、生活関連公共施設の整備、買い物弱者対策など、今後の取り組むべき課題は多い。

第3 振興の基本方針及び振興施策

森林が県土の約8割を占める本県にあって、山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っているが、産業基盤や生活環境などについて他の地域と比較して整備が遅れている状況にある。

このため、住民福祉の向上等を目標として、次の1～13に掲げる諸施策を推進していく必要がある。

1 交通施策に関する基本的事項

道路網の整備を進めるとともに、住民（主として高齢者や児童生徒等の交通弱者）の日常生活に不可欠な交通サービスの確保を図る。

(1) 交通基盤の整備

生活道路の確保を含む道路網の整備を計画的に推進するため、県道及び市町村道については、次の方針に基づき、その整備を進めるものとする。

ア 振興山村市町村とこれを包括する広域市町村圏、地方生活圏等広域的な社会経済圏の中心となる都市地域とを連絡する県道については、交流の拡大と活性化を促進するものであることから、災害に強い道づくりに配慮しながら整備を推進する。

イ 振興山村における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定する道路については、必

要に応じて県が市町村に代わってその整備を行う。

り 県は、県道及び市町村道の整備を推進するため、振興山村に対する事業費枠を確保するよう努力する。

I 市町村道については、集落間を結ぶ道路、集落と公共施設や地域産業の振興に資する施設とを結ぶ道路など、生活関連道路や産業の振興を図るために必要な道路の整備を促進する。

(2) 交通確保対策

住民や来訪者の足を確保するため、路線バスの維持確保を図るとともに、地域間の広域的連携や鉄道との接続に配慮しながら廃止代替バスの運行確保を図る。また、住民の生活交通の確保対策として、住民のタクシー利用について、福祉タクシー制度等による支援に努める。

2 情報通信施策に関する基本的事項

振興山村における住民の生活の利便性を高め、地域の活性化と豊かな生活の創造を図るため、地理的条件、人口動態、地域文化などの地域特性に応じて、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実など情報通信基盤を整備し、地域の情報化を推進する。

情報化の推進に当たっては、住民生活の広域化、地方分権や広域行政の進展を踏まえ、振興山村を越える広域的視点に立って整備を図るとともに、情報公開や住民の地域づくりへの参加の環境を整備する上からも、行政の情報化（ワンストップサービス、広聴・広報、介護支援、生涯学習活動の支援、行政相談、文化情報提供等）を地域の情報化の一部としてとらえ一体的に推進していく。

また、情報化を推進するためには、高齢者や障害者等をはじめとした全ての住民が情報通信の利便を享受できることが重要であることから、情報のバリアフリーの推進について配慮するものとする。

さらに、地域間・産業間交流の推進や振興山村における起業の促進、観光・レクリエーションの振興を図る上からも、都市住民のニーズを把握し山村地域の情報を効果的に発信することが重要であることから、住民と連携を図りながら、多様な情報の蓄積と人材の育成に努めるものとする。

3 産業基盤施策に関する基本的事項

農道・ほ場・かんがい排水施設・林道等の生産基盤の整備を図るとともに、観光の開

発、農林水産物の加工業等の導入、特産物の生産の育成等を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用の増大を図る。

また、若年者層の定住を促進し、各世代がいきいきと働き生活していく環境を醸成するため、地域の経済力の培養に向けて地域の資源や特性を生かし、ツーリズムと関連づけた複合的農業経営など、多様で特色のある産業の振興、起業の促進を図る。

(1) 農道及び林道の整備

農業生産の向上、農業経営の合理化を図り、農村生活環境の改善に資するため、地域特性に配慮しつつ、必要な農道整備を推進する。

また、効率的な林業生産活動を促進するとともに、地域の活性化を図るため、森林管理道等の整備を進める。

さらに、振興山村における市町村が管理する基幹的な農道及び林道（市町村が管理する基幹的な農道及び林道で振興山村とその他の地域を連絡するものを含む。）で農林水産大臣が指定する道路については、必要に応じて県が市町村に代わってその整備を行う。

(2) 農林業の振興

農林業は、振興山村における基幹的産業であり、地域の立地条件を生かした振興を積極的に推進する。

ア 農業の振興

(ア) 農山村の活性化を図るため、四季折々の農村景観や特色ある農畜産物など地域資源を活用しながら、人々の憩いとやすらぎの場として、快適で美しいむらづくりを進める。

(イ) 地域で生産した安全な農作物を地域で有効に活用する地産地消の取り組みを促進する。

(ウ) 農作業受委託や農地の流動化を促進するとともに、遊休農地の活用など農地の有効利用を促す。

(エ) 農作業の機械化、効率化を図るため、ほ場整備を一層進めるとともに、支線、耕作道を中心とした農道網を整備し、農畜産物の生産及び集出荷の合理化を積極的に進める。

(オ) 農業と食品工業、観光業との連携を強化しながら、地域の特性や産地のイメージを最大限に生かした食品の加工など、特産品の開発を進めるとともに、販路拡大や新たな需要拡大を図る。

イ 林業の振興

- (ア) 森林経営計画の作成を通じて森林経営の受委託を促進し、事業規模の拡大と集約化を図り、意欲ある林業経営体を育成する。
- (イ) 林業技術の普及、就労条件の改善を通じて、幅広い知識と高度な技術を身に付けた担い手の育成、確保を図る。
- (ウ) 地域林業の中核的担い手である森林組合の経営基盤の強化を図る。
- (エ) 消費者に信頼されるきのこと類の生産体制の確立と販路の拡大及び燃料としてだけでなく、多用途に利用される炭の新規需要の開拓を進める。
- (オ) 林業と木材関連産業の連携を通じて、品質や性能が明確で需要者のニーズに即した製品を低コストで安定的に供給する体制整備を進めるとともに、県産材のブランド化や需要拡大を積極的に推進する。

(3) 地場産業の振興

多様化する消費者ニーズに対応して、地域の資源や独自の技術・文化を生かした商品や新たな技術・技能の研究開発、経営管理の改善合理化、設備の近代化、人材の育成などによる経営基盤の強化を促進する。

このため、自然環境との調和を図りながら地場産業の振興に資する施設の整備を推進するほか、情報の受発信能力、市場開拓力等の強化や経済環境の変化に即応できる事業活動の促進を図り、高い技術力を持つ新たな産業の育成に努める。

また、自然環境との調和や地域の特性に十分配慮しながら企業の誘致を図り、雇用の場の確保による労働力の地域定着や既存企業との連携強化に努める。

さらに、地域の人的、物的資源や技術、技能（スキル）を活用した産業の創出のほか、情報関連産業、福祉関連産業、農林業と観光との複合経営等、多様な分野における新たな起業を促進する。

このため、意欲を持った多様な人材の育成を図り、地域の特性や優位性に関する情報発信に努めるとともに、新規事業の立ち上がりを支援するための情報の提供や技術支援、金融措置等について配慮するものとする。

さらに、市町村や商業者及び地域住民が相互に連携して行う、商店街振興のための共同利用施設等の整備や各種の街づくりイベントの実施など、ソフト、ハードの両面にわたり、魅力ある商業機能の整備を促進する。

(4) 観光の振興

振興山村には、特色ある農畜産物や美しい農村景観、雄大な山岳や、これらを源と

して清らかに流れる河川、それらが創り出す渓谷、さらに長い歴史と固有の風土の中で培われてきた文化など、個性ある資源が豊富に存在する。

東京都市圏に近いという立地条件の中で、自然環境の保全に十分配慮しながら、これらの資源を生かし、来訪者と住民との交流による多様で豊かなコミュニケーションやパートナーシップづくりを行うことのできる観光振興を図る。

また、観光の振興に当たっては、各地域の個性の鮮明化やイメージの確立を図るとともに、個性化を基礎として、県内や県域を越えた広域連携による観光資源の魅力の相互補完や、共通テーマによるネットワーク化など、広域的視点からの取り組みを推進する。

4 経営近代化施策に関する基本的事項

農業経営の法人化など多様な経営形態の展開を図るとともに、農産物加工施設、木材加工施設、流通・販売施設、家畜育成施設、農業・林業機械の整備、営農飲雑用水施設等の共同利用施設も含めた整備の推進や新規参入の促進等の条件整備を進めることにより、農業経営及び林業経営の近代化を推進する。

- (1) 振興山村の恵まれた自然条件を生かしながら、付加価値の高い農産物の生産を展開する。
- (2) 経営近代化のための共同利用施設等の整備を促進する。
- (3) 高性能林業機械の導入や近代的木材加工施設の整備を促進することにより、作業の合理化による低コスト化、木材需要の拡大や年間を通じた事業量の安定確保など、林業経営基盤の強化を進め、森林組合をはじめとする林業事業体の体質強化を図る。
- (4) 流域ごとに生産から加工、流通までが一体となった木材供給拠点の活性化を推進し、特色ある地域ブランドの確立を図るとともに、木材関連産業の近代化や体質の強化、試験研究機関と連携して新製品開発のための技術の研究、普及を推進する。

5 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

主な施策

- ・ 地域ブランド品となるような地域の特性を生かした特産物の生産振興
- ・ 繊維・木製品・食品関連等の地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の導入促進
- ・ 木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用の推進
- ・ 観光産業の活性化
- ・ 企画開発、マーケティング、販売等の強化など山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策の推進

6 文教施策に関する基本的事項

(1) 教育の振興

激しく変化する社会の中で、他人と協調しながら自立的に社会生活を送ることができ、次代を担う、郷土愛にあふれる青少年を育成するため、教科の枠を超えた総合的な教育を展開するとともに、地域の特性に応じた多様な体験活動や交流活動等を通じた教育を推進する。

また、住民一人ひとりが、社会の変化に対応して絶えず新しい知識や技能を習得し、生涯を通じて心豊かで充実した人生を送ることができるよう、生涯学習の振興及び社会教育の充実を図る。

さらに、公立小中学校等の学校教育施設の整備を推進するとともに、生涯学習活動や社会教育活動の活性化を図るため、集会施設、体育施設、社会教育施設等の地域特性に応じた計画的な整備を推進する。

(2) 地域文化の振興等

振興山村は、長い歴史と風土の中で、先人たちが営々と築きあげてきた地域固有の貴重な伝統文化、生活文化及び芸能を数多く有しており、それらは、それぞれの地域の個性を形づくり、住民に自信と誇り、郷土意識を醸成させるものである。

こうした地域文化は、地域の財産にとどまらず、広く県民、国民の共有の財産でもあり、情報化の急速な進展や交通体系の整備を背景として、振興山村に対する都市や他地域の住民の関心が高まりつつある中で、地域間交流の促進や地域産業の振興を図る上からも、その振興には大きな意義がある。

このため、地域の特色を生かしながら、守り育てられてきた伝統文化等を保存、継承する個人や団体の活動に対して支援するほか、地域の住民や都市住民等が伝統文化等に接する機会をより一層充実するなど、地域文化の振興等を推進するとともに、地

域文化の振興等を図るための施設の整備を推進する。

また、地域文化の振興等に当たっては、文化的な地域を創り出そうという住民の主體的な活動や、他地域等との交流を通じて地域文化を積極的に紹介していくための場づくりが重要であり、これらを支援するためのリーダー養成や機会づくりを推進する。

7 社会、生活環境施策に関する基本的事項

緑豊かな自然環境や潤いのある生活空間、伝統文化等の山村が有している多様な地域資源と特性を生かし、地域の活力を最大限に発揮できるよう、多様な生活様式に対応できる山村における暮らしを構築していくため、美しい自然景観、農山村景観を将来にわたって保全するとともに、医療の確保、若年者の定住の促進、生活改善及び労働条件の改善、多様な就業が可能となる体制や男女が共に働きやすい環境の整備、高齢者が安全に安心して社会活動等に参加できる高齢者にやさしい生活環境の整備、買い物環境の利便性向上など、社会、生活環境に関し必要な施策を推進する。

生活環境施設の整備に当たっては、これらを踏まえるとともに、広域市町村圏等との関連及び同一市町村内における施設の効率的な整備と配置について留意しつつ進めるものとする。

(1) 医療の確保

無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置など、振興山村における基礎的・基本的医療の確保を目指した地域保健・医療体制の整備を推進するとともに、地方都市等との地域連携を進め、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る医療機関の協力体制の整備等包括的な医療供給体制の充実を図る。

(2) 高齢者の福祉の増進

振興山村における高齢者の保健福祉の増進を図るため、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法に基づく福祉サービス（以下「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実、並びに高齢者の居住の用に供するための施設の整備等及び高齢者がその能力を発揮するための就業の機会の確保等について適切な配慮をする。

(3) 水道施設の整備

生活水準の向上と産業活動に伴う水需要に対応して、良質な水を安定的に供給するため、さらに老朽施設の改良も含めて継続的な整備に努める必要がある。

このため、水源の確保に努めつつ、水道施設等の整備や既存水道施設等の整備・統合を促進する。

(4) 生活排水処理施設等の整備

本県の生活排水クリーン処理率（下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽等により生活排水（し尿＋生活雑排水）の処理が可能となった人口の割合）等は年々高まっているものの、全国平均よりも低水準であり、振興山村市町村はさらに低い状況にある。

このため生活排水処理施設の整備については、地域の実態に応じ、流域下水道、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設やコミュニティ・プラント、浄化槽の整備を推進する。

(5) 消防・救急施設等の整備

住民生活の安全を確保するため、消防・救急施設等の整備を促進する。振興山村においては、地理的条件から集落が孤立点在しているため、地域ごとに消防防災体制を整備する。

一方、大規模災害、大事故等の発生に即応し、救急活動や避難誘導を迅速に行うため、消防機関相互の広域支援体制や消防防災ヘリコプターの活用による迅速かつ広域的な消防支援体制整備の強化を図るものとする。消防施設の整備については、特に消防水利の確保に重点を置いて、耐震性貯水槽、消火栓、火災報知器及び消防ポンプ車等の整備を促進する。

また、地域における消防力の強化を図るため、消防団の施設・装備の整備を促進するとともに、青年層の入団促進や教育訓練の充実及び女性防火クラブの育成強化を図る。

救急施設の整備については、広域消防分署の充実、高規格救急車の配備など、当該市町村を包括する広域市町村圏計画に基づいて推進するものとする。

(6) 治山施設、砂防施設等の防災施設の整備

安全な生活環境の整備や災害に強い地域づくりを推進するため、集落やライフラインを保全するための防災施設の整備、避難地や避難路の整備、道路防災対策などの推進に努める。

(7) ごみ処理施設の整備等

ごみ処理については、リデュース、リユース、リサイクルを基本とし、分別収集等を徹底して、ごみの減量化を図るとともに、広域的な処理施設の整備を推進する。

また、廃棄物の不法投棄防止対策を講ずる。

8 集落整備施策に関する基本的事項

振興山村における集落は、その地理的条件から、少戸数で点在しているものが多いのに加え、社会的、経済的基盤の脆弱さや都市的生活への欲求から若者の流出が著しく、この結果、地形的に末端にあるなど基礎的条件の厳しい集落においては、地域コミュニティが崩壊し、相互扶助等伝統的な集落機能が低下している。

このため、このような集落に対しては、振興山村の特性に応じた役割と認識を高めながら、地域の個性化と地域イメージの鮮明化、さらにコミュニティ活動の基盤整備等を推進することにより、集落の整備を図ってきており、成果を得てきたところである。

今後さらに集落の整備・活性化を図るため、周囲の自然環境及び景観と調和のとれた計画的な土地利用、デザインづくりを推進するとともに、中心集落、基礎的集落を含めた広い範囲での集落機能の再構築と行政による機能補完を図ることが必要である。また、集落における生活基盤、生活環境及び集落内、集落間の交通通信網を整備して、地域における社会経済活動の円滑化、行政サービスの効率化・公平化を図るものとする。

なお、振興山村においては、地域住民の郷土への愛着心や自信の高揚、地域住民の自主的、主体的取り組みによる地域づくりを進めていくことが重要であり、恵まれた自然環境、地域文化及び歴史的遺産等の地域資源の再確認や、こうした豊かな自然や農山村の文化を求めて訪れる都市住民との交流をさらに促進していくものとする。

特に、コミュニティ形成の中核となる地域づくりを進めるためのリーダーの育成、農林業体験等の都市住民との交流及び地域住民が創意工夫により行う地域づくり、地域おこしの事業については、積極的にその促進を図る。

また、若者や都市等から転入するUJIターン者も含めた定住促進のための魅力ある住宅や団地の整備を推進する。

さらに、集落再編によって生まれた空き家や空き校舎等を体験学習・創作活動の施設や宿泊施設として再生させることも検討し、交流拠点として有効活用を図る。

9 国土保全施策に関する基本的事項

山村の担っている国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を發揮させるため森林の保全を図るとともに、安全で潤いのある県土の形成、水源地域としての森林資源の役割、緑豊かな生活環境の創出等の森林の多面的機能に着目し、その機能

強化を図るため森林の整備を推進する。

さらに、住民主導の環境整備の促進及び地域ぐるみの取り組みを通じた美しい山村づくりに努めるものとする。

1 0 交流施策に関する基本的事項

近年、スローライフへの関心が高まり都市から振興山村を訪れる交流人口が増加する中、地域間交流の促進は、産業間の交流連携と併せ、地域づくりのための人材育成、農林業や観光など地域産業の振興、U J I ターンの促進、起業の促進、高齢者等の能力発揮や住民の学習の契機づくりなど、地域振興を図り健康的でゆとりのある生活に資する上で重要であることから、豊かな自然環境、人情の厚い生活習慣、伝統文化等を生かした自然体験・生活体験学習の場を提供するためのソフト・ハード両面にわたる総合的な受け入れ体制の整備を進める必要がある。

このため、山村における森林及び農林水産業に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、川上・川下等の流域間の交流、都市自治体等との姉妹提携による交流、森林・林業体験や農業体験等を通じた都市住民等との交流など、地域の自然・産業・文化等の幅広い資源を生かした多様な交流機会の創出や、地域情報の収集・提供・発信等のソフト面での対策を積極的に推進する。また、人材の発掘や育成、住民の積極的な取り組みに対する支援、既存施設の利活用に努めるとともに、宿泊施設や市民農園など、都市住民が農村に滞在し、農業体験や地元住民との交流を通じて、心身をリフレッシュできるような場を整備するにより、集客による農業の振興と農村地域の活性化を図る。

1 1 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

国土・自然環境の保全、安全で潤いのある国土基盤^{かん}の形成、水源の涵養、緑豊かな生活環境の創出等の観点から、作業路（農道及び林道を除く）・ほ場・かんがい排水等の整備を図るとともに、森林・農用地の適切な管理を行う。

また、人工林の適切な整備、長伐期施業や複層林施業、育成天然林施業などの多様な施業を進め、健全な森林の育成を図るとともに、都市と山村との交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用を促進する。

1 2 担い手施策に関する基本的事項

農業の担い手については、法人化など先進的な農業経営体の確保・育成に努めるとと

もに、新規参入の促進のための条件整備により新規就農者の確保を図り、その農業経営の確実な定着と発展を支援する。

また、林業の担い手の確保、育成を図るため、林業技術研修による林業技術作業士（グリーンワーカー）の養成や、社会保障制度の充実、労働安全の推進などにより若年労働者の新規参入を促進するとともに、森林組合等の林業事業体の育成強化を図る。

さらに、UJIターン者の受け入れや定住促進のために良質で魅力のある公営住宅の整備を進める。

1 3 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

振興山村における生活環境の保全、農林業の維持を図るため、鳥獣被害防止施設の整備及び農林業関係団体との連携強化を通じ、サル、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、クマ、カワウなどの鳥獣による被害の防止対策を推進する。

1 4 その他施策

多様な地域資源を季節に応じて有効に活用するなど多様な就業が可能となる体制の整備を推進するとともに、農林業等の地場産業、伝統工芸、伝統芸能等、幅広い分野における人材の育成・確保を図る。

また、各種施設の整備に当たって、規模のメリットが大きく働く施設については、利用者数や施設までのアクセス、費用負担等を勘案し、広域的な観点から他の諸施設等との連携を図った効率的な整備に努めるものとする。

第4 他の地域振興等に関する計画、施策等との連携

山村振興施策を実施するに当たっては、国土形成計画法の規定による国土形成計画その他法令の規定による地域振興に関する計画及び関連する他法令との調整を図るとともに、本県の長期総合計画である「ダイナミックやまなし総合計画」、各種の部門計画及び行動指針等、並びにそれぞれの市町村の基本計画等との整合性を図りながら、取り組んでいくこととする。